

高齢者と 共に歩む

けんちょうじんけんせさくすいしんか
県庁人権施策推進課
☎073-441-2566
けんちょうじゅうじゅしゃいかいこうれいしやせいかつしえんしつ
県庁長寿社会課高齢者生活支援室
☎073-441-2522

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。

このため、国においては人権に関わるさまざまな法律の整備が図られるとともに、県でも人権の尊重に向けた施策の推進に努めてきました。

しかしながら、依然として私たちのまわりでは、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する人権侵害や同和問題など、さまざまな人権問題が生じています。

こうした状況の中、和歌山県における高齢化は早い流れで進んでおり、2025(平成37)年には、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると言われています。認知症などが理由で判断力が低下している人は、人権や権利が侵害されやすい状況と言えることから、高齢者の人権についての理解を深めることが重要です。

高齢者の尊厳が守られ、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことができる明るい長寿社会をめざし、共に歩んでいきましょう。

高齢者の人権を守る

高齢になると、身体的機能や判断力の低下などが理由で、人権や権利が侵害されることが少なくありません。
高齢者の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けることができるように高齢者の権利を守ることが大切です。

高齢者の虐待防止

高齢者虐待にはさまざまなものがありますが、大きく分けると次の5つのタイプに分けられ、複数の要因が重なり合って発生していることがあります。

虐待行為の原因の一つとして、介護者の心の疲労があります。一人で悩まず、すぐに最寄りの地域包括支援センターなどに相談してください。

5つのタイプ

●身体的虐待…暴行を加える

●心理的虐待…脅すなど、精神的苦痛を与える

●性的虐待…わいせつな行為をする

●介護・世話の放棄・放任…介護や世話を放棄すること

●経済的虐待…財産や金銭を使用したり、制限したりする



消費者被害の防止

高齢者の不安をあおり、言葉巧みに大切な年金や預貯金を狙う悪質商法が横行しています。

還付金や架空請求などの振り込め詐欺や、高額商品を売りつけるなど、その手口も年々巧妙化しています。被害にあったかなど不安に感じたときは、最寄りの消費生活センターや地域包括支援センターに相談してください。

成年後見制度

安心して生活を送っていただくために、財産管理や生活の質を保つことなどを目的として創設されたのが成年後見制度です。選ばれた後見人は本人に代わり不動産の権利証の管理、介護サービスや施設入所の利用手続きなどを行います。詳しくはお住まいの市町村高齢者福祉担当課までお問い合わせください。

インタビュー

田辺市地域包括支援センター
社会福祉士・精神保健福祉士
瀬戸 康行さん



年齢を問わず、どの世代においても、自分が「高齢者」になったとき安心できるように、老後の不安、認知症、高齢単身・夫婦のみの世帯の身元保証問題について、当事者意識と危機感を持っていただきたいと思います。そのうえで、入院や施設入所に伴う身元保証や財産管理、亡くなった後の諸手続きや事務処理について事前に決めておくことが老後の大きな安心につながります。

地域の窓口として、早い段階から関わることでできるのが、地域包括支援センターです。少しでも不安があれば、解決に向けさまざまな側面からサポートしていきます。何かお困りのことや悩んでいることがあれば、相談してください。

相談窓口

地域包括支援センター

(県内30市町村に50のセンターを設置)

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、各種相談を幅広く受け付け、介護や福祉サービスにつなげられるよう、さまざまな支援を行っています。

また、高齢者虐待の防止に向けて、県の研修などを受講し、専門的な知識の習得・技術の向上を常に図っています。

その他の相談窓口

●市町村:お住まいの市町村高齢者福祉担当課

いっや 188 局番なし
消費者ホットライン
日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

